

特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

令和6年8月1日～

1. 事業所の概要

設置主体	医療法人 尚賢会
理事長	池邊 弥夏
所在地	高知市大津乙 2705-1
TEL 番号	088-878-3377
FAX 番号	088-878-3322
HP アドレス	http://www.takasuhp.or.jp/
設立年月日	昭和55年7月26日
関連機関	高知高須病院 高知高須病院 附属安芸診療所 高知高須病院 室戸クリニック 訪問看護ステーション たかす 訪問看護ステーションあき 居宅介護支援事業所 ケアサポートあき ショートステイ はるか

2. 施設の概要

施設名	介護付有料老人ホーム はるか
施設長(管理者)	岡林 正美
所在地	高知市大津乙 2705-1
TEL 番号	088-878-3316
FAX 番号	088-878-3317
開設年月日	平成23年4月1日
介護保険サービス	介護保険一般型特定施設入居者生活介護事業
事業者指定番号	高知県指定 3970104463 号

敷地面積	6,555.86 m ²
建物延床面積	1,460.24 m ²
個室	33室 (9.043 m ² ~17.41 m ²) 全室個室 ベッド タンス トイレ 洗面台設置
共用スペース	食堂 浴室3室 (個別浴室1 特別浴室2) 機能訓練室
構造・規模	鉄筋コンクリート6階建 (免震構造) 施設は6階フロアー

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考	
施設長	1名		1名		
管理者	(1名)			看護師兼務	
生活相談員	1名		1名	計画作成担当者兼務	
機能訓練指導員	(2名)			看護職員兼務	
計画作成担当者	(1名)			生活相談員	
事務職員	1名		1名		
介護職員等	看護師	3名	2名	5名	施設長兼務
	介護福祉士	12名		12名	
	ヘルパー2級	2名		2名	
その他		1名	1名	カウンセラー	

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
生活相談員	月曜～金曜 8:30～17:30
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:30 1～2名
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7:00～10:00 4名 10:00～16:00 4・5名 16:00～19:00 4名 19:00～ 7:00 2名

4. 利用料

1) 入居金(敷金) 家賃の3ヶ月分

Aタイプ 210,000円 / Bタイプ 180,000円 / Cタイプ 150,000円

退居時には、居室の原状回復費を控除及び債務の精算後返金する。

	部屋数	家賃	管理費	食費 (30日として計算)
Aタイプ	4室	70,000円	37,700円～ 40,700円	50,400円
Bタイプ	14室	60,000円		朝食 460円 昼食 560円 夕食 660円
Cタイプ	15室	50,000円		

家賃 管理費 食費は月額

※入院又は外泊の期間も、食事以外の料金が発生します。

※管理費は居室での電気製品使用数により異なります。

2) 介護サービス利用料 (月 30 日として計算)

令和 6 年 6 月改正

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
特定施設入居者生活介護費	16,260 円	18,270 円	20,370 円	22,320 円	24,390 円
夜間看護体制加算	270 円				
生活機能向上連携加算	200 円				
協力医療機関連携加算	100 円				
高齢者等感染対策向上加算	5 円				
生産性向上推進体制加算	10 円				
入居継続支援加算	1,080 円				
科学的介護推進体制加算	40 円				
介護職員等処遇改善加算	介護報酬総単位数 × 11.0%				
合計金額 (1 割)	19,941 円	22,172 円	24,503 円	26,667 円	28,965 円
合計金額 (2 割)	39,882 円	44,344 円	49,006 円	53,334 円	57,930 円
合計金額 (3 割)	59,823 円	66,516 円	73,509 円	80,001 円	86,895 円

※ 1 ・ 介護サービス利用料に関しては、介護保険法改正により変動します。

※ 2 ・ 加算について (令和 6 年 4 月介護報酬改定により下記①②③④が新設されました。)

①協力医療機関連携加算	100 単位/月	100 円/月
②退居時情報提供加算	250 単位/1 回限り	250 円/1 回限り
③高齢者等感染対策向上加算	5 単位/月	5 円/月
④生産性向上推進体制加算	10 単位/月	10 円/月

※ 3 ・ 以下の加算については対象となる方のみ算定されます。

口腔栄養スクリーニング加算 20 単位/回 (利用開始時と 6 ヶ月に 1 回) 20 円/月

退院・退所時連携加算 30 単位/日 (入居から 30 日以内に限り) 30 円/日

退居時情報提供加算 250 単位/1 回限り 250 円/1 回限り

看取り介護を行った場合、看取り加算をいただきます

死亡日以前 31 ~ 45 日 72 単位/日 72 円/日

死亡日以前 4 ~ 30 日 144 単位/日 144 円/日

死亡日前日及び前々日 680 単位/日 680 円/日

死亡日 1280 単位/日 1,280 円/日

尚、看取り加算につきましては死亡月にまとめて請求となりますので、前月分を遅れて請求させていただく場合があります。

※ 4 ・ 加算の詳細に関しては、加算給付同意書の通りです。

※ 5 ・ 個人のおむつ代 医療費 嗜好品 福祉用具等の購入費は含まれません。

※ 6 ・ 入居者の希望により提供される個人的サービスについては、別に定める「介護サービス一覧表」に従い別途実費負担とします。

5. サービスの内容

食事サービス	<p>栄養士の管理の下、1日3食の食事を毎日食堂において透析食・一般食を提供します。(一般食の方は両メニューから選択可能です)</p> <p>食事時間 : 朝食 7:30~ 昼食 11:30~ 夕食 17:30~</p>
生活支援サービス	ケアプランに従って、必要に応じて入浴・排泄等の介助や機能訓練などのサービスを行います。
健康管理サービス	協力医療機関と連携して健康管理を行い、疾病の予防と早期発見に努めます。
レクリエーション クラブ活動	ご希望により、クラブ活動やレクリエーションにご参加いただけます。参加費別途必要です。
フロントサービス	生活全般に関する取次ぎと、情報の提供を行います。

6. 協力医療機関

必要に応じて下記の医療機関と連携を行っていきます。

高知高須病院	高知市大津乙 2705-1 診療科…泌尿器科 糖尿病内科 腎臓内科 人工透析内科
青木歯科	高知市西秦泉寺 407-13
横山歯科診療所	高知市はりまや町 2-3-8
たかぎ歯科	高知市上町 3-5-11

7. 苦情 相談窓口

サービスに関する苦情については、下記で対応していきます。

施設内相談窓口	<p>対応時間 : 月曜～金曜 9:00～17:00</p> <p>窓口担当者 : 生活相談員</p> <p>解決責任者 : 施設長</p>
公共機関におい ての窓口	<p>高知市介護保険課 : 088-823-9927</p> <p>対応時間 : 平日 8:30～17:15</p>

8. 共用施設利用細則

項目	利用時間	留意事項
事務室	月～金 8:30～17:30	平日は事務員が滞在しておりますが、事務員不在時にご用の場合は介護スタッフに声をお掛けください。
面会時間	8:30～20:00	来訪者は、必ず事務室受付の面会簿へ記載をお願い致します。

食堂	朝食 7:30～8:30 昼食 11:30～12:30 夕食 17:30～18:30	食事は左記時間内にお取りください。配膳下膳はスタッフがを行い、必要な方には一部介助も行います。具合が悪くて食堂に来られない方は、お部屋にお持ちします。ご家族等の面会者も一緒に食事を取られる場合は、3日前までにお申し込みいただくとご用意できます。その際のお食事代は別途請求させていただきます。
欠食		食事が不要な方は『欠食届け』を申出期日までに提出して下さい。
外出・外泊		外出及び外泊される場合は、事前に外出・外泊届けを提出して下さい。
郵便物 配達物	随時	郵便物は事務所に一括集配いたします。書留、宅配便等は事務所で責任をもって一時保管致します。
浴室	3回/週	1日に複数名使用されますので、長時間の入浴はご遠慮ください。また入浴時間は希望にそえない場合がございます。排水口の詰まりにご注意ください。気分が悪い時は、ナースコールを使用して下さい。
ランドリー	9:00～17:00	施設の洗濯機・乾燥機を使用される場合はスタッフにお申し出ください。
ごみ収集	随時	ゴミ箱に、燃えるゴミと燃えないゴミを分別して捨てて下さい。
電話	随時	公衆電話を用意しています。
機能訓練室	9:00～17:00	スタッフの指示に従ってください。機能訓練器具などの備品は許可なしに使用しないでください。
喫煙		施設内での喫煙はお断りさせていただきます。
迷惑行為等		故意による騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
防災設備		廊下、エレベーター、食堂等には天井面に感知器及びスプリンクラーが設置してあります。また、火災等による停電時には非常用照明及び誘導灯が点灯します。
避難設備		緊急時には館内放送でご案内します。放送及びスタッフの指示に従い、建物中央及び西側の避難階段を利用して避難して下さい。
金銭・貴重 品の管理		金銭・貴重品は出来るだけ自己管理をお願い致します。

家族宿泊について	家族用宿泊施設はございません。 特別な場合は、ご相談により宿泊が可能になる場合があります。
----------	--

9. 入退居その他利用に関して

入居の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定をうけた方 ②入居後 月額利用料のお支払が可能なる方 ③健康保険に加入している方 ④身元引受人を定められる方 ⑤結核、疥癬などの感染症に罹患していない方 (医師の診断により、当施設での生活に支障のない場合を除く) ⑥施設内で円滑に共同生活が営める方 ⑦入居者と同居することが必要な要介護認定を受けた配偶者
利用料等の支払い方法	サービス料は月末締め翌月払いとなります。尚家賃については、請求書発行月の翌月分の前払いとなります。
居室の維持・補修に関して	施設は居室等を定期的に検査し、保全上必要と認められた時は施設の費用でもってします。入居者は施設が行う維持・補修に協力するものとします。ただし入居者などが故意または過失あるいは不当な使用により、居室等を損傷または汚損したときには、これらの補修に要する費用は、入居者の負担とします。
管理費について	入居および退居が月の中途にかかる場合、当該月の管理費は1ヶ月を30日とする日割り計算にて算出します。 契約解約届けを提出しないで退居した場合は、この限りではありません。
長期不在の場合	予め届出を行っていただき、月額利用料のうち家賃及び管理費をお支払いいただきます。(食費は実費)
病状が悪化した場合	主治医及び協力医療機関の医師と連携し、重度化した場合の対応に係る指針に基づいて対応していきます。 「はるか 重度化した場合の対応に係る指針」は別紙の通りです。 その場合、ご本人ご家族の意向に基づき、入院治療もしくは施設での看取りをご一緒に考えて行きます。 「看取り介護に関する説明書」は別紙の通りです。
退居について	個人の理由による退居の場合は、退居1ヶ月前には施設側へ連絡が必要です。 以下の場合には契約を解除とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①禁止又は制限されている行為を行った場合 ②契約中著しく信頼を損なう行為が行われた場合 ③入居時、虚偽の申請が行われていた場合 ④諸費用の支払いを3ヶ月以上遅滞した場合 ⑤入院等になり不在期間が数ヶ月になると思われる場合

※ _____ 様

説明年月日 _____ 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。